

一目でわかる!

インボイス の手引き

実務編

改定版



全国商工会連合会



監修：小野谷 雄志

東京税理士会 神田支部
税理士法人MYユニット（税理士法人番号第1524号）
代表社員税理士

税理士法人MYユニットは経営者及びその従業員の全てを幸せにすることを使命とし、『みんなをワクワクさせます』を社訓とする会計事務所です。現状分析から経営計画書を通じ、お客様と夢を共有し深く永い関係を築くことで夢を実現いたします。



はじめに

令和元年10月1日の消費税率の引上げとともに消費税軽減税率制度が導入されました。令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。軽減税率が導入されたことで、8%と10%の消費税が混在するようになったため、売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

事業を営むほとんどの方に関係し、インボイスを発行する場合には申請・登録をして必要事項を記載した請求書を準備しておくことなどが必要になります。

本冊子では、制度導入までと導入後の措置が一目でわかるスケジュールやインボイス制度に対する理解を深めるための仕入税額控除についての解説をはじめ、インボイス制度導入に伴う実務を行うための請求書等の作成に関する注意点や確認事項などを、具体的な事例を交えてわかりやすく解説しています。

本冊子をご活用いただき、必要な経理処理等を把握して、滞りなくインボイス制度に対応していただくための一助となれば幸いです。

また、実務編となる本冊子に先立ち、基本的な事項をまとめた冊子も作成していますので、併せてご活用ください。



2023年2月現在の情報をもとに作成しています。

全国の商工会では、インボイス制度はもとより、各種経営に関するご相談に対応しています。インボイス制度に関することはもちろん、各種経営上のお悩みにつきましても、最寄りの商工会へご相談ください。

最寄りの商工会は右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。
地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



CONTENTS

一目でわかる導入スケジュール	4
制度スタート後の特例措置など	6
登録申請書の書き方	8
登録申請の流れ	10

1章 インボイスの基本を抑えよう

1-1 インボイスとインボイス制度	12
1-2 仕入税額控除のおさらい	14
1-3 免税事業者が登録を判断するフローチャート	16
1-4 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置	18
1-5 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション	19
Column 免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合	20

2章 インボイスの実務を確認しよう

2-1 インボイスの記載事項を確認	22
2-2 消費税の端数処理は税率ごとに1回のみ	26
2-3 収品や値引きなどには適格返還請求書が必要	28
2-4 一括値引きをした場合、按分計算で対処できる	30
Column インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を	32



3章 経理上の注意事項を確認しよう

3-1 インボイスの交付や保存が免除されることはありますか?.....	34
3-2 社員の出張旅費、宿泊費、通勤手当など、 インボイスを受け取れないときはどのように対処すればよいですか?.....	36
Column インボイス制度の帳簿記載と保存	37
3-3 口座振替や振込による事務所賃貸料の決済なども仕入税額控除できますか?.....	38
3-4 取引先に経費を立替払いしてもらったら、どのように対処すればよいですか?.....	39
3-5 請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか?..	40
3-6 免税事業者からの課税仕入れにはどのように対処すればよいですか?.....	42
3-7 インボイスの保存方法を確認したいのですが?.....	44
Column インボイス制度と電子帳簿保存法	46

4章 こんなときどうする?

[委託販売、受託販売]

4-1 商品を委託販売しているのですが、インボイスはどうすればよいですか?	48
4-2 商品を受託販売していますが、同時に自身の商品も販売する場合は 区別して発行するのでしょうか?	49
Column 取得した家事共用資産の消費税額は事業用部分を按分して計算	50

[中古品の取扱い]

4-3 中古車販売業をしているのですが、 消費者からの仕入れも仕入税額控除できますか?	51
--	----

[JV(企業共同体)を組成する場合]

4-4 JVを組成して建設工事を行う場合、インボイスは各社が発行しますか?	52
Column 独占禁止法上、問題となる行為の例	54

インボイス導入に関する補助制度を活用しよう	56
お問い合わせ先一覧	57

一目でわかる導入スケジュール

インボイスを発行するには、税務署に申請して登録事業者になる必要があります。登録申請の流れと、制度スタート後の免税事業者等からの仕入税額控除の経過措置について確認しておきましょう。

＼制度スタート！／

令和3年
10月1日

令和5年
3月31日

令和5年
9月30日

令和5年
10月1日

区分記載請求書等保存方式

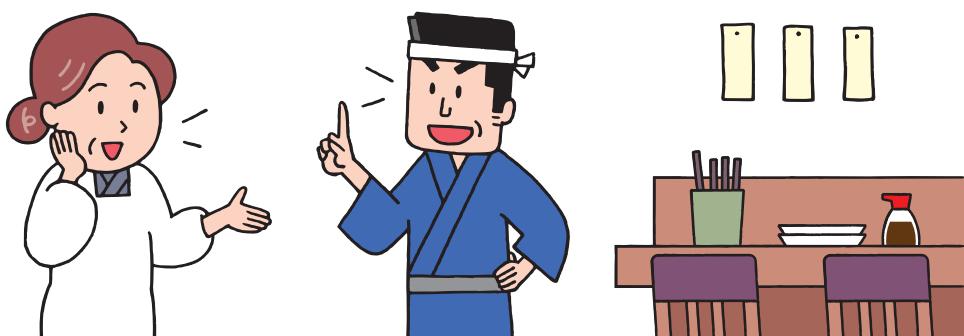
登録は
始まっています。

制度開始時から導入するには、令和5年9月30日までに登録申請を終える必要があります。
※原則、令和5年3月31日までが申請期限ですが、税制改正により、令和5年9月30日が申請期限となる対応がなされました。

仕入税額控除の経過措置

※42ページ参照

80%





令和8年
10月1日

令和11年
10月1日

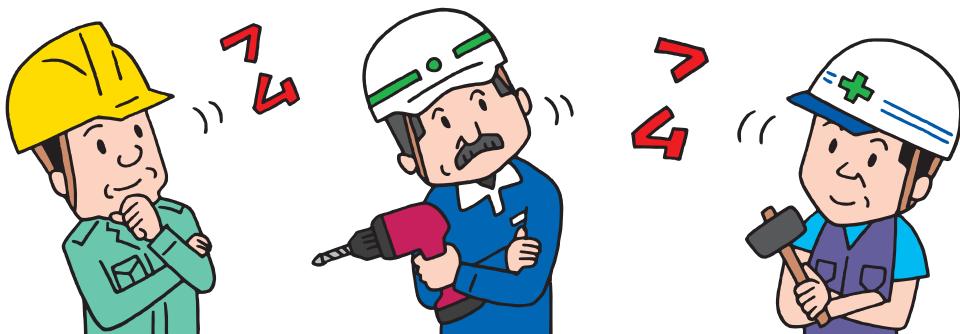
適格請求書等（インボイス）保存方式

免税事業者等からの仕入税額控除に係る経過措置期間

控除可能

50%控除可能

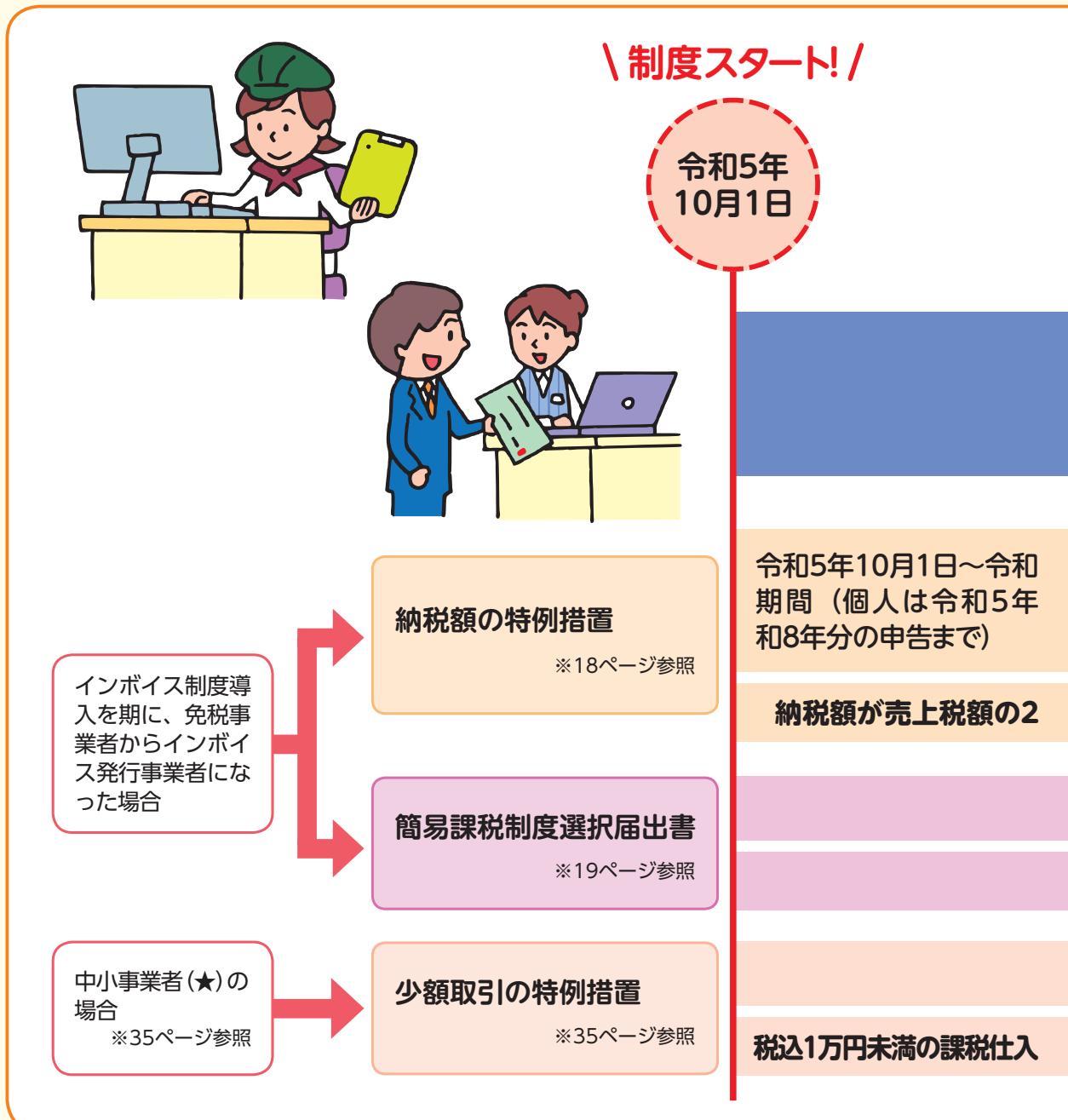
控除不可



制度スタート後の特例措置など

免税事業者がインボイス制度を機にインボイス発行事業者になる場合、インボイス制度が始まってから一定期間、納税額の特例措置や、事業規模により少額取引の特例措置があります。その期間について確認しておきましょう。

※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。





令和8年
10月1日

令和11年
10月1日

適格請求書等（インボイス）保存方式

8年9月30日を含む課税
10～12月の申告から令

割に軽減



令和5年10月1日～令和11年9月30日を含む課税期間

簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出

令和5年10月1日～令和11年9月30日

これはインボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能

登録申請書の書き方

インボイス発行事業者の登録申請書は、国税庁のサイトからダウンロードできます。法人も個人事業者も同じ書類を使用します。

住所 法人、個人事業者とも記入します。法人の場合は、本店または主たる事務所。公表されるのは法人だけです。※個人事業者が公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

第1-(1)号様式

国内事業者用

【1/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

会員年月日
申請者
請
者
税務署長
この申請書に記載した次の項目は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されることとともに、国税庁ホームページに公表されます。
1 申請者の氏名又は名称
2 法人（人のない団体等を除く。） 경우에는本店又は主たる事務所の所在地
などと記載し、登録番号及び登録年月日を公表されます。
また、常用数字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
下記のとおり、適格請求書発行事業者として登録を受けていたいので、所掲の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所掲の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30以前に提出するものです。
令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分
この申請書を提出する際に、該当する事業者の区分に応じて印に印を付してください。
□ 課税事業者 □ 免税事業者
※ 次条登録要件の確認欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次条免税事業者の確認欄も記載してください（詳しくは記載欄を二欄記入ください）。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかつたことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名
(電話番号――――)

※ 税理士番号 部門番号 申請年月日 年月日 通知日付日付通知
入力処理 年月日 番号確認 身元確認 □済 □未済
登録番号 下
注記
1 本登録申請書に限り、記載してください。
2 税務署免税欄は記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次回）」を併せて提出してください。

印影制度

氏名または名称

法人、個人事業者とも記入します。
※個人事業者で、屋号の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

法人番号

法人番号がある法人は番号を記載します。

課税事業者か 免税事業者か

提出時点の状況をチェックします。

登録申請を行う時期などによって、記入内容が少し異なります。そのほか、詳しくは国税庁のサイトでご確認ください。



免税事業者がインボイス発行事業者になると、申請書の提出日に関わらず、令和5年10月1日の登録日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

ただし、提出時点では免税事業者でも、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

免税事業者の確認

★で「免税事業者」をチェックしたら、次の①～③をすべて満たす場合は下、それ以外は上をチェックします。

①提出時点で免税事業者

②翌課税期間（法人は次の決算期、個人は翌年）から課税事業者になる

③課税事業者となる課税期間の初日が下記のどちらか

- ・令和5年9月30日以前で、令和5年10月1日からインボイスの登録を受ける

- ・令和5年10月1日以降で、課税期間の初日からインボイスの登録を受ける

個人事業者は個人番号も記載し、本人確認書類の写しを添付します。

第1 - (1) 登録次葉

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉） [2/2]

該当する事業者の区分に応じ、□に印を付し記載してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30までの間に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）別表第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないことになります。			
個人番号	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	法人のみ	事業年度
業内 容 等	年月日	認載資本金	登録希望日
事業内容			令和年月日
登録希望日の初日			
※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日			
令和年月日			
課税期間の初日			
※ 令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合に適用します。			
登録申請人を定める必要ない事業者です。			
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税の権利」を囲いの「いいえ」を選択した場合は、「はい」を選択してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 納税管理人を定める必要ない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。） <input checked="" type="checkbox"/> A はい <input type="checkbox"/> いいえ			
<input checked="" type="checkbox"/> B はい <input type="checkbox"/> いいえ			
納税義務者でない場合は、消費税納税義務人登録の登録日を記載してください。 ※ 本店または主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事務所を有せず、又は有しないこととなる場合			
<input checked="" type="checkbox"/> C はい <input type="checkbox"/> いいえ			
消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ、「はい」をチェック。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			
<input checked="" type="checkbox"/> D はい <input type="checkbox"/> いいえ			
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			
<input checked="" type="checkbox"/> E はい <input type="checkbox"/> いいえ			

登録希望日

令和5年10月1日を希望するなら記載不要。
令和5年10月2日以降を希望するなら日付を記入。

課税期間の初日

令和5年9月30日以前に課税事業者となるなら、令和5年9月30日以前の日を記載可能（ただし、登録年月日は令和5年10月1日）。

登録要件の確認

A 免税事業者で、インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェック。

B 法人：国内に本店または主たる事務所を所有していれば、「はい」をチェック。
個人：今後海外に移住する人は、「いいえ」をチェックして、納税管理人を記入。それ以外の人は「はい」をチェック。

C 消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ、「はい」をチェック。※加算税や延滞税は罰金ではありません。

※より詳しい内容は8ページのQRコードにアクセスし、「登録申請書の書き方フローチャート」をご確認ください。

登録申請の流れ

STEP

1 登録申請書を作成

申請書は税務署で入手するか、国税庁のサイトからダウンロードすることができます。



STEP

2 e-Taxか郵送で税務署へ書類を提出

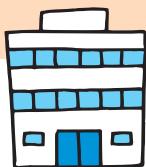
e-Taxによる登録申請の場合は、事前に電子証明書（マイナンバーカード等）と利用者識別番号等（e-Taxでの取得も可能）を準備してください。

郵送で申請する場合は、所轄税務署ではなくインボイス登録センターへ郵送します。



STEP

3 税務署で審査



インボイス登録番号は「T+「13桁の数字」です。法人番号を持っている課税事業者は、T+法人番号。それ以外の課税事業者（個人事業者や人格のない社団など）の13桁の数字にはマイナンバーの数字は使用せず、法人番号とも重ならない事業者ごとの番号が割り振られます。一度決まった登録番号を変更することはできません。

STEP

4 登録通知書の交付



STEP

5 国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに登録番号が掲載される

個人事業者で適格請求書発行事業者公表サイトへ屋号の公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。※32ページ参照



1章

インボイスの基本を 抑えよう



インボイスとインボイス制度

インボイスの実務に対応するため、インボイスとはなにか、インボイス制度とはどういうものか、基本的な事項を確認しておきましょう。

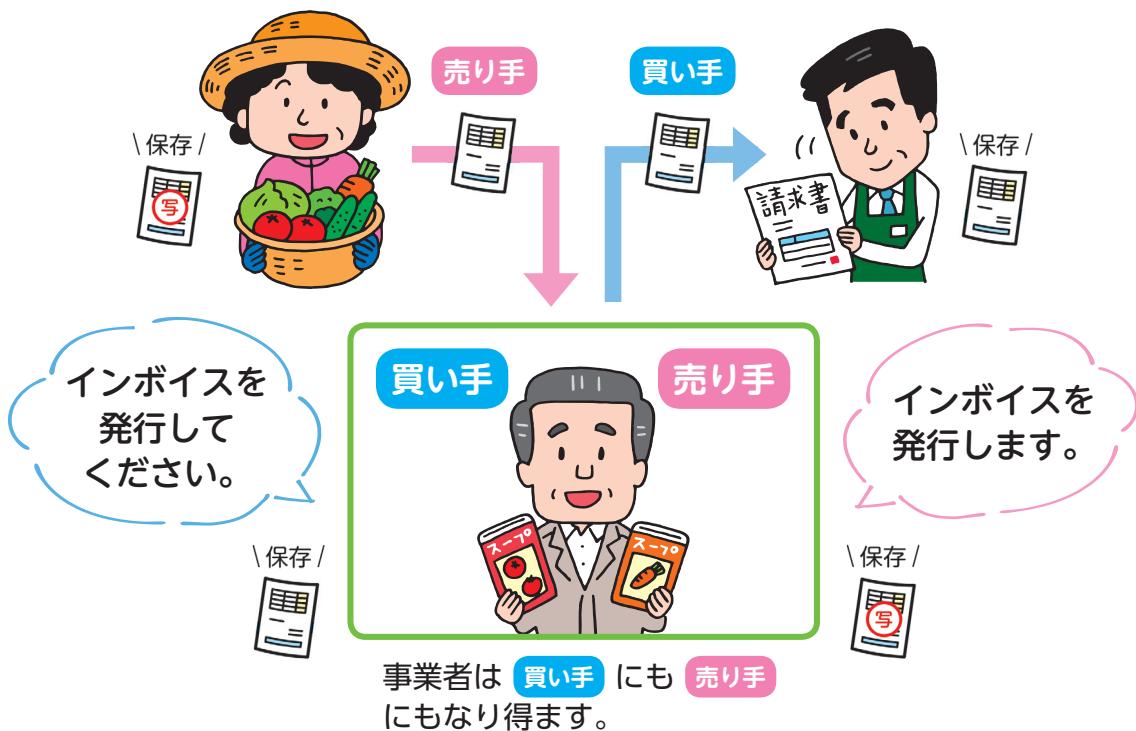
インボイスって何?

インボイス=「適格請求書」は、取引のとき、必要なものを購入する **買い手** と、それを売る **売り手** でやり取りします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。**買い手** は、このインボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けることができません。*

*インボイスに必要な事項が記載され、取引相手が発行した請求書等を保存することで仕入税額控除を受けられます。ただし、簡易課税事業者の場合を除きます。

インボイス制度って何?

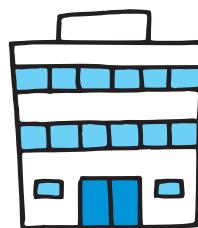
インボイス=「適格請求書」を発行したり、受け取って保存したりするルール、「適格請求書等保存方式」のことです。



インボイスを発行するには？

インボイスは、「適格請求書発行事業者」（インボイス登録事業者）しか発行できません。そのためには税務署に課税事業者として、申請をし、登録をしなければなりません。

登録手続きは令和3年10月1日から始まっています。税務署への手続きについては、4~10ページを参照してください。



インボイス制度に関わるのはどんな事業者？

インボイス制度は **売り手** にも **買い手** にも影響を与えるため、ほぼすべての事業者に関わりがあります。



簡易課税を選択していても関係あり？

売り手 となる場合→ 簡易課税制度を選択していて、一般消費者のみに販売しているなら、影響は少ないと考えられます。しかし、売上先に消費税を納税している事業者がある場合は、インボイスの発行を求められるなどの影響があります。

買い手 となる場合→ 消費税納税にはみなし仕入率^{*1}を用いるので、仕入れにかかるインボイスは必要ありません。^{*2}

*1 20ページ参照

免税事業者なら関係ないでしょ？

売り手 となる場合→ 免税事業者はインボイスの発行や保存などの必要はありませんが^{*2}、売上減少などの可能性があるので、影響がないとは言えません。^{*3}

買い手 となる場合→ 免税事業者はインボイスの発行を求める必要はありません。

*2 ただし、所得税法や法人税法上は保存が必要です。

*3 基本的には、免税事業者のまでインボイス制度スタート後も納入先に消費税を請求できればスタート前と手取り金額は変わりません。しかし、消費税を請求しない場合は、その分手取り金額が少なくなることになります。



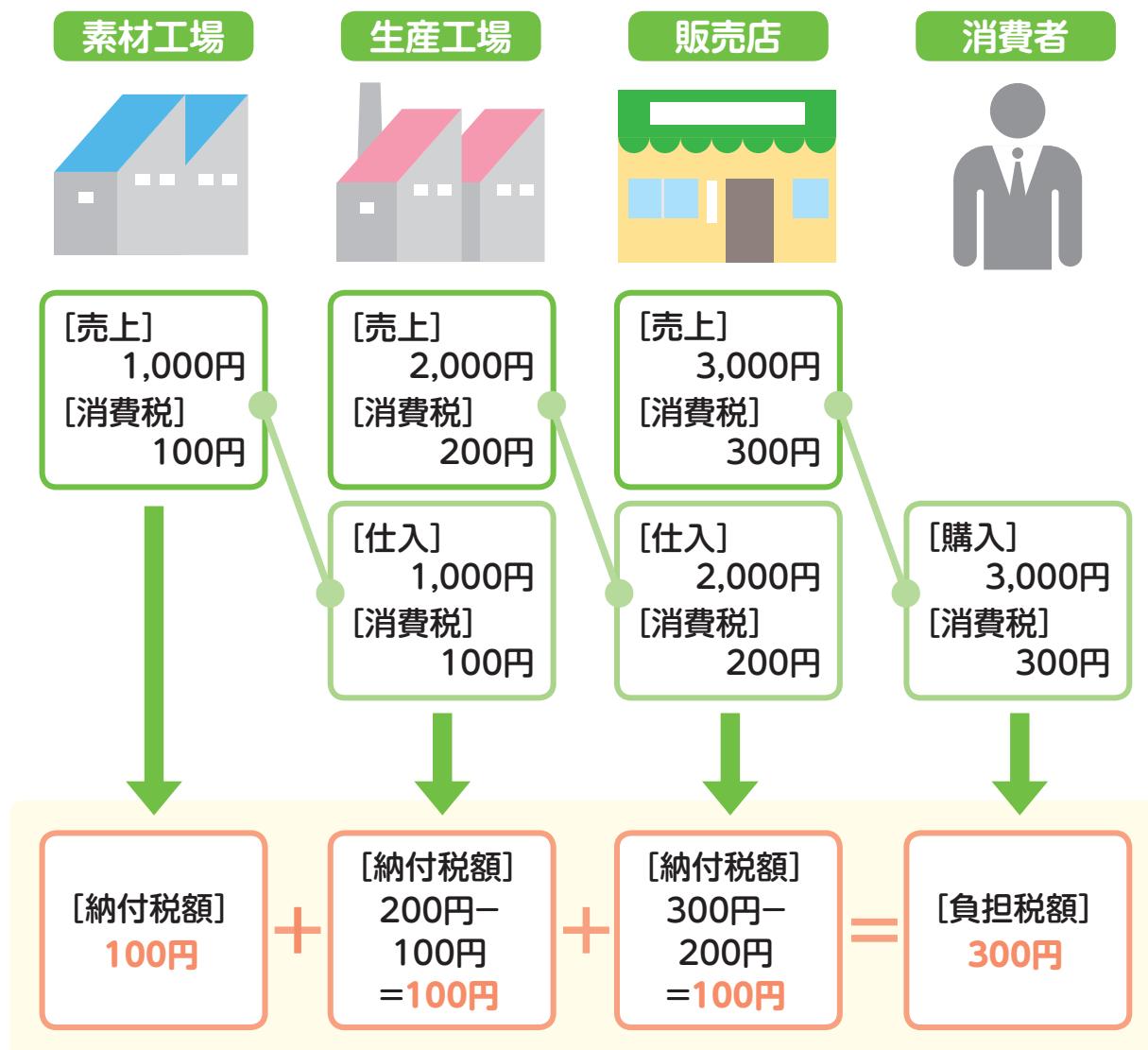
仕入税額控除のおさらい

仕入税額控除は納付する消費税を計算する際の仕組みです。

理解を深めるために消費税の負担と納付、試算方法を確認しておきましょう。

消費税の負担と納付の仕組み

仕入税額は、「課税仕入れ等に係る消費税」のこと。消費税の申告では、課税売上に係る消費税額から、これを控除して計算します。生産や流通で支払いのたびに発生する消費税の二重課税を解消するための方法です。





納税する消費税の試算

税込表示の決算書では、次の方法で納付する消費税が試算できます。

●本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} - \left(\text{売上原価} + \text{販管費} - (\text{給料 社会保険料 保険料 租税公課等}) \right) \times \frac{10}{110}^{\star}$$

※食料品等で軽減税率8%の場合は、★の数値が8/108となります。

●簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} \times (1 - \text{みなし仕入率})$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★が8/108となります。

※みなし仕入率 卸売業：90%、小売業：80%、製造業・建設業等：70%、飲食業等：60%、
運輸通信・金融・保険・サービス業：50%、不動産業：40%

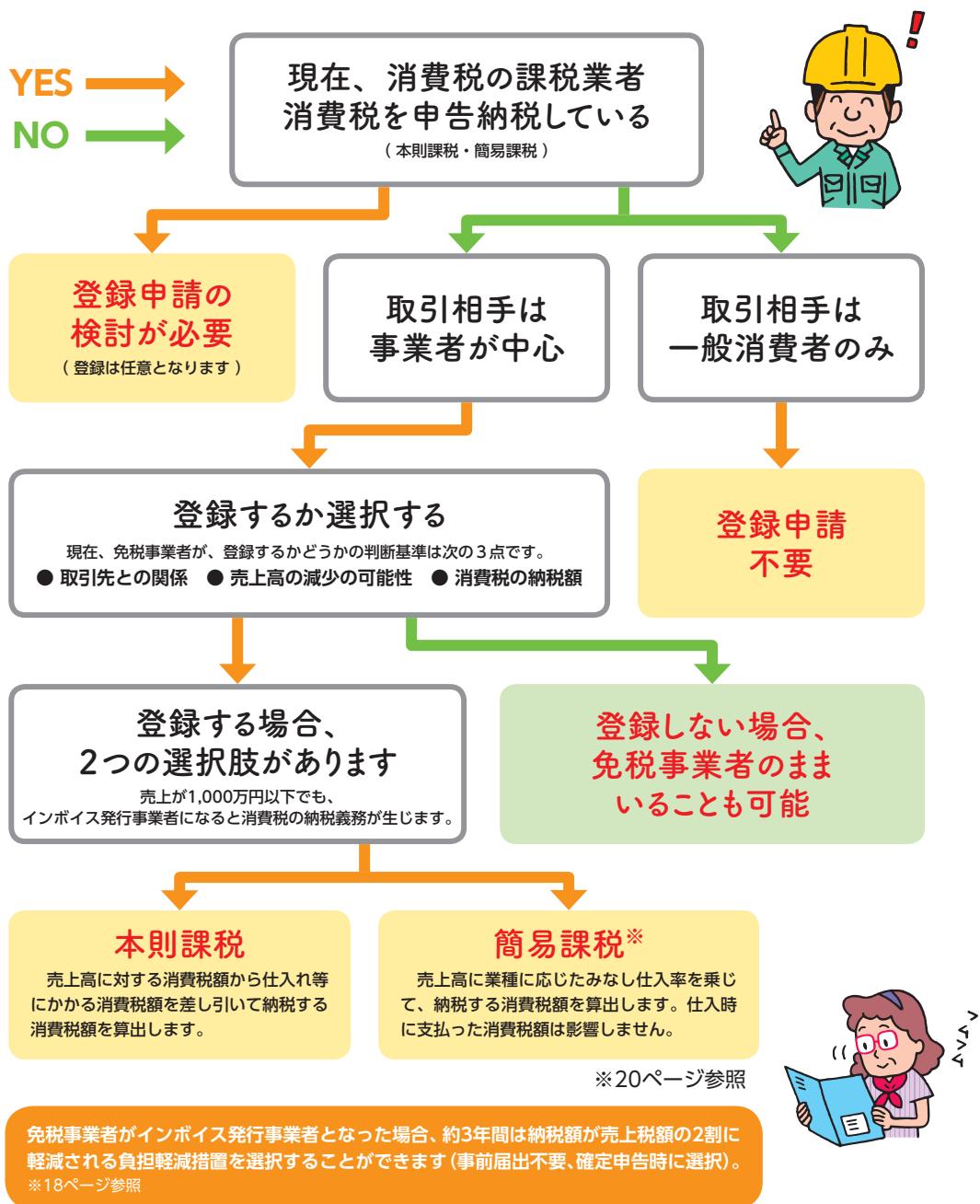
※20ページ参照



免税事業者が登録を判断するフローチャート

免税事業者については、事業者が「登録するかどうかを判断することとなり、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。





インボイス発行事業者となるための登録

原則として免税事業者がインボイス発行事業者になるには、次の2つの書類を税務署へ提出する必要があります。



- A 適格請求書発行事業者の登録申請書**
- B 消費税課税事業者選択届出書**

※簡易課税を選択する「消費税簡易課税制度選択届出書」とは異なります。



●登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日まで

上記期間の属する課税期間においては、

- A 適格請求書発行事業者の登録申請書**のみの提出でOKです。
事業年度の途中から登録することもできます。



●登録日が令和11年10月1日以降

原則通り、

- A 適格請求書発行事業者の登録申請書**と
- B 消費税課税事業者選択届出書**の提出が必要です。



登録通知と登録の効力開始

登録申請をしてインボイス発行事業者登録簿に登録されると、登録通知が届きます。申請してから登録通知が届くまでの期間は、そのときの登録申請書の提出状況により異なります。登録されると、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに掲載されます。

登録の効力開始は通知を受けた日ではなく登録日です。

このため、登録日から登録通知を受け取るまでに区分記載請求書等を発行済みの場合、登録者番号などの必要事項を書面で通知すれば、改めてインボイスを発行しなくてもOKです。

免税事業者がインボイス発行事業者となつた場合の納税額の特例措置

インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、令和5年10月1日から約3年間の課税期間、売上税額の2割を納税額とすることができます。

対象期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象

納税額の計算例

売上：700万円（消費税額70万円）

経費：300万円（消費税額30万円）※サービス業の場合

本則課税の場合

$$\begin{array}{l} 70\text{万円}-30\text{万円} \\ =40\text{万円} \end{array}$$

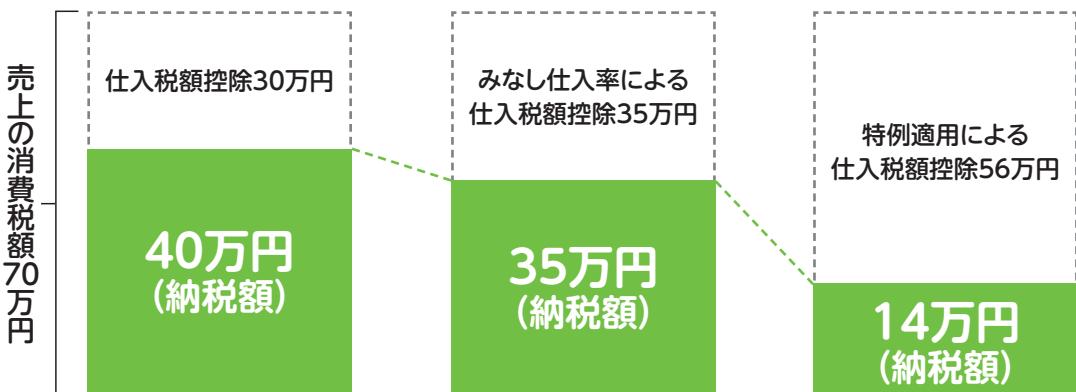
簡易課税の場合

$$\begin{array}{l} 70\text{万円}-35\text{万円}^* \\ =35\text{万円} \end{array}$$

※サービス業のみなし仕入率は50%のため、 $70\text{万円} \times 50\%$
※20ページ参照

特例の場合

$$\begin{array}{l} 70\text{万円}\times2\text{割} \\ =14\text{万円} \end{array}$$



この特例を適用すれば、売上・収入を税率(8%・10%)ごとに把握するだけで申告書が作成できます。
事前の届出も不要です。確定申告の時に特例を適用するかどうかを選択して、確定申告書に記載すればOKです。



免税事業者がインボイス発行事業者となつた場合の申告納税シミュレーション

免税事業者がインボイス発行事業者となり、納税額の特例を適用したのち簡易課税を選択する場合の例をご紹介します。

例) サービス業の個人の場合 課税期間：1月1日～12月31日

	時期	決算・申告等	納税の形態	決算内容／納税額の計算例
令和5年分	令和5年10月	適格請求書等発行事業者として登録	免税→課税	
	令和5年12月 翌年3月	決算 令和5年度確定申告、消費税納税	令和5年1～9月免税 令和5年10～12月課税(特例を選択)	売上：500万円（消費税額50万円） 経費：100万円（消費税額10万円） 売上：200万円（消費税額20万円） 経費：50万円（消費税額5万円） 特例を選択 ← 納税額：20万円×2割＝4万円 (参考) 簡易課税の場合 20万円－10万円 ^{※1} ＝10万円
令和6年分	令和6年12月 翌年3月	決算 令和6年度確定申告、消費税納税	令和6年1～12月課税(特例を選択)	売上：700万円（消費税額70万円） 経費：150万円（消費税額15万円） 特例を選択 ← 納税額：70万円×2割＝14万円 (参考) 簡易課税の場合 70万円－35万円 ^{※1} ＝35万円
	令和7年12月 翌年3月	決算 令和7年度確定申告、消費税納税	令和7年1～12月課税(特例を選択)	売上：700万円（消費税額70万円） 経費：150万円（消費税額15万円） 令和6年分と同様 ←
令和8年分	令和8年12月 翌年3月	決算 令和8年度確定申告、消費税納税	「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出 ^{※2} 令和8年1～12月課税(特例を選択) 令和8年9月30日を含む課税期間まで特例を選択できます。	売上：700万円（消費税額70万円） 経費：150万円（消費税額15万円） 令和6年分と同様 ←
	令和9年12月 翌年3月	決算 令和9年度確定申告、消費税納税	令和9年1～12月課税(簡易課税を選択)	売上：700万円（消費税額70万円） 経費：150万円（消費税額15万円） 簡易課税を選択 ← 納税額：70万円－35万円 ^{※1} ＝35万円

※2 「消費税簡易課税制度選択届出書」は納税額の特例の取り扱いが終了する令和8年9月30日を含む課税期間までなら、いつ提出してもOK。提出の有無に関わらず、この期間は2割の特例を適用することができます。
法人の場合は、決算後2か月以内に消費税の申告納税を行います。



※1 簡易課税を選択すると、みなし仕入率が適用されます。サービス業のみなし仕入率は50%のため、
20万円×50%＝10万円、70万円×50%＝35万円
※20ページ参照

免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合



本来、簡易課税を選択する場合には、課税期間の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署へ提出する必要がありました。

しかし、インボイス制度の開始により、免税事業者がインボイス登録事業者となり、簡易課税を選択する場合、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においては、簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出すればOKです。

課税期間の途中からの登録が認められるので、簡易課税も課税期間の途中からで良いことになります。

簡易課税って何？

簡易課税制度では、課税売上に係る消費税額に税法上定められた「みなし仕入率」を乗じて計算します。みなし仕入率は業種別に定められています。

●卸売業	90%
●小売業	80%
●製造業・建設業等	70%
●飲食業等	60%
●運輸通信・金融・保険・サービス業	50%
●不動産業	40%

簡易課税制度を選択できるのは、前々事業年度の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。



消費税の計算

登録日から事業年度終了の日（個人事業主の場合は12月31日）までの課税売上をもとに、みなし仕入率を用いて計算します。登録日の前日までの売上は免税となるので、注意が必要です。

申告期限と納付期限

[法人の場合] 一般的には事業年度終了の日から2か月以内

[個人の場合] 翌年3月31日まで

2章

インボイスの実務を 確認しよう



インボイスの記載事項を確認

インボイスの基本的な記載例を挙げますので、確認しておきましょう。
取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

インボイスの基本記載例

請求書																							
受領者の 氏名または 名称 取引年月日 取引内容 適用税率	令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号 T1234… 令和5年11月分 131,200円（税込） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11月1日</td><td>鶏肉 ※</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>11月1日</td><td>アルミホイル</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">消費税</td><td>11,200円</td></tr> </tbody> </table> ※は軽減税率対象品目	日付	品目	金額	11月1日	鶏肉 ※	10,000円	11月1日	アルミホイル	2,000円	合計		120,000円	消費税		11,200円	発行者の 氏名または 名称 インボイス 登録番号 軽減税率 適用の表記 取引金額 適用税率 ごとの 消費税額 適用税率 ごとの 合計額
日付	品目	金額																					
11月1日	鶏肉 ※	10,000円																					
11月1日	アルミホイル	2,000円																					
.	.	.																					
.	.	.																					
合計		120,000円																					
消費税		11,200円																					



現在「区分記載請求書」を発行して
いれば、追加項目
は**太字**の3つです。

(10%対象 (8%対象 ※は軽減税率対象品目	80,000円 消費税8,000円 40,000円 消費税3,200円
-----------------------------------	--

適用税率ごとの合計額は税込・税抜
どちらの表記でもかまいません

取引先コードによる記載例

インボイスには「発行者の氏名または名称」と「インボイス登録番号」が必要ですが、次の場合には請求書等に取引先コードなどを記載することで、この記載があるものとして取り扱われます。

- 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有している
- 買い手も取引先コード表などから登録番号が確認できる

「発行者の氏名または名称」と「インボイス登録番号」の省略可

11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
.	.	.
.	.	.
.	.	.
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 88,000円 内消費税8,000円)
(8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

請求書

令和5年11月30日

取引先コード S_00112

(株) ○○○御中

令和5年11月分 131,200円 (税込)



仕入明細書等による記載例

買い手が発注書等で注文し、売り手が請求書を発行しない場合には、買い手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することでも仕入税額控除の適用を受けることができます。

ただし、記載するインボイス登録番号は相手方（売り手）のもの^(※1)で、課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたもの^(※2)に限られます。



※1
課税仕入の相手方のインボイス登録番号

仕入明細書

令和5年11月30日

(株) ○○○

送付後一定期間内に連絡がない場合、確認済とします

(株) ▲▲▲御中

登録番号T1234…

令和5年11月分 131,200円 (税込)

日付	取引	仕入金額 (税込)
11月1日	鶏肉 ※	(8%) 10,000円
11月1日	アルミホイル	(10%) 2,000円
.	.	.
.	.	.

合計
10%対象 仕入金額80,000円 消費税8,000円
8%対象 仕入金額40,000円 消費税3,200円

※は軽減税率対象品目

※2

課税仕入の相手方の確認を受ける方法の例

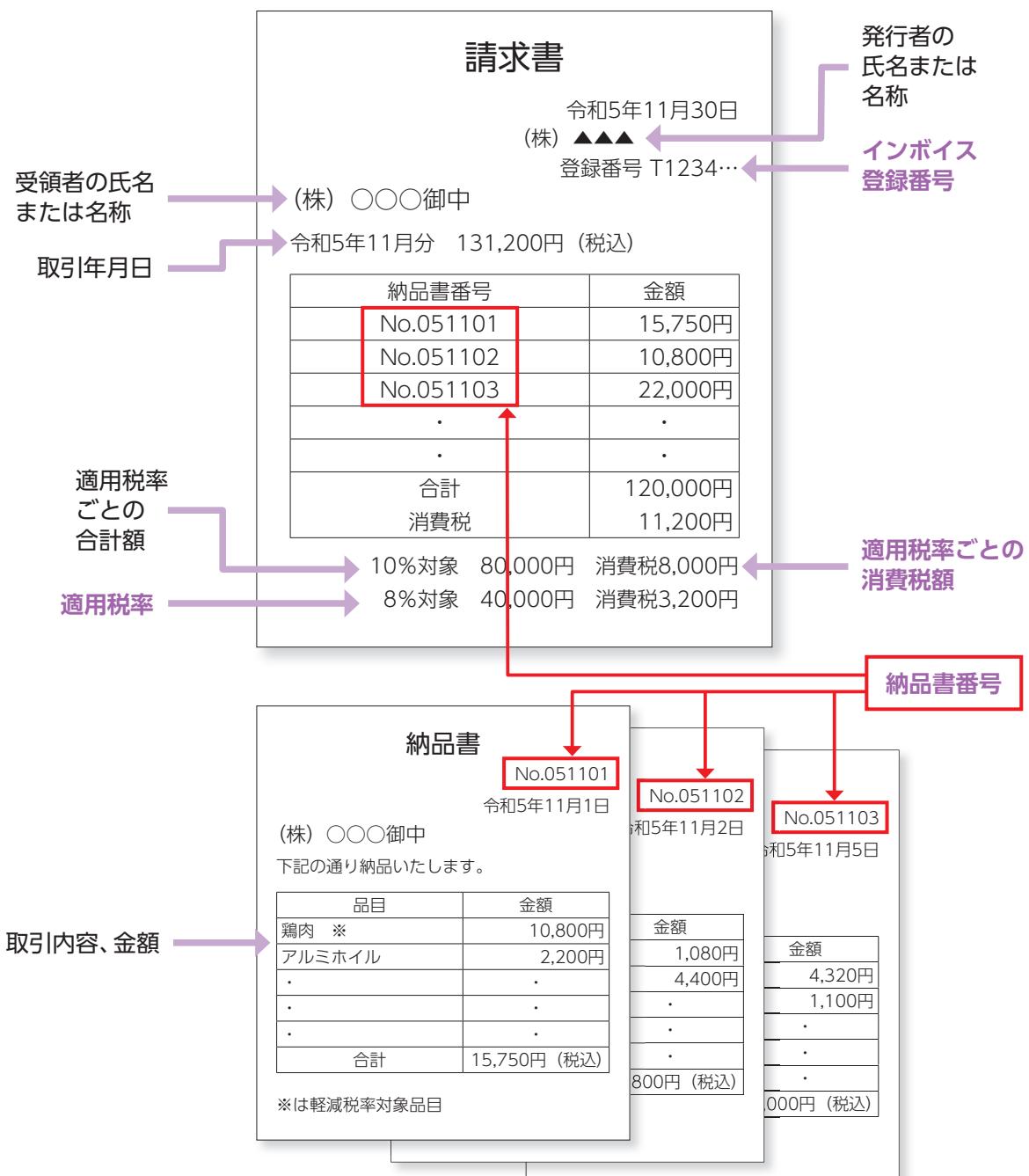
- ①仕入明細書に左のような文言を記載する
- ②書類に確認済の署名などをもらう
- ③受注・発注のオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ④電子メールで確認した旨の返信を受け取る

※ほかの記載は左ページの請求書の記載に準じる。



複数の書類で対応する場合の記載例

インボイスは、一定の事項が記載された請求書等のことですが、**1枚の書類ですべての記載事項を満たさなくともかまいません**。請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、合わせてひとつのインボイスとすることができます。商品等を順次納品し、1か月分をまとめて請求する場合は、この方法で対処できます。

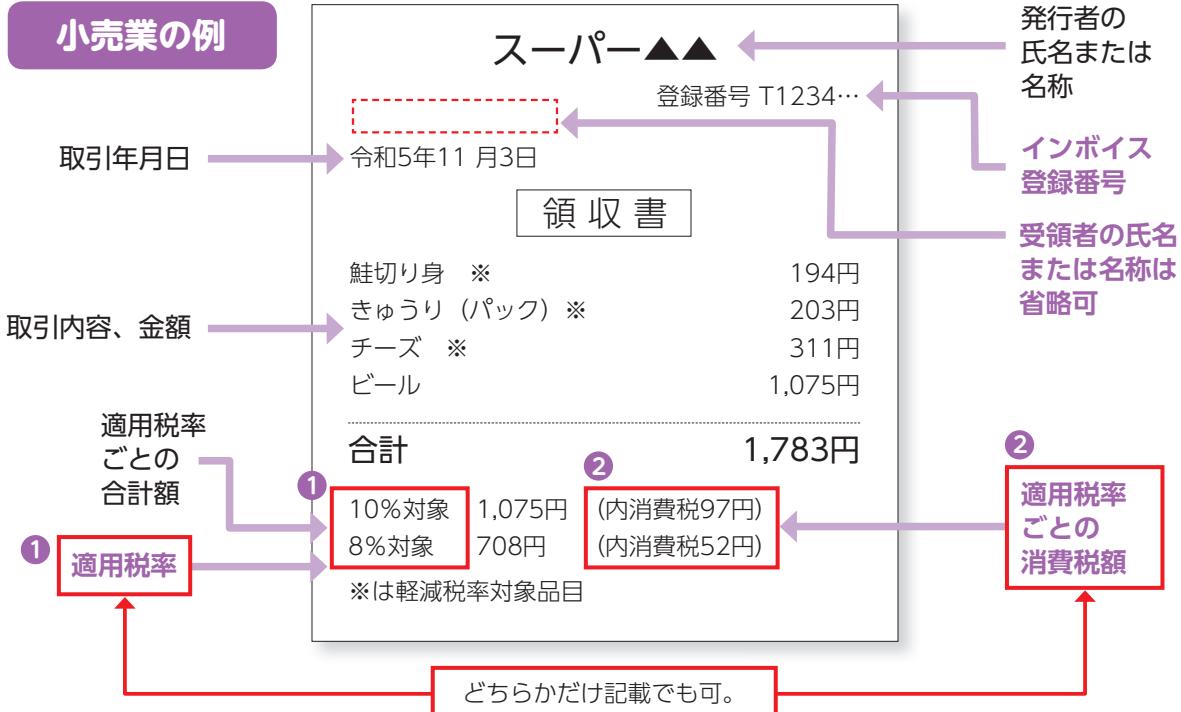


簡易インボイスが認められる場合

不特定多数を取引先とする場合は、受領者の氏名または名称の記載を省略した、簡易インボイスを発行することができます。また、消費税額または適用税率のどちらかのみの記載でも認められます。

対象となる事業は小売業、飲食店業、旅行業、タクシー業などです。

小売業の例



タクシー業の例



これまで使用している領収書に「発行者の氏名または名称」「取引年月日」「取引内容と金額」が記載されていれば、「適用税率」と「インボイス登録番号」をゴム印などで押印することで、簡易インボイスとして利用することができます。

消費税の端数処理は 税率ごとに1回のみ

消費税の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれかを事業者が選択できます。インボイスに記載する、「税率ごとに区分した消費税等」に1円未満の端数が生じる場合は、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回のみの端数処理を行います。



端数処理の例 (税抜金額をもとに消費税額を計算する場合)

① 税率ごとに、税抜き金額を合計

② 税率ごとに消費税額を計算

③ 税率ごとに端数処理(1回のみ)

請求書							
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号 T1234…							
(株) ○○○御中 請求金額16,340円 (税込)							
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額		
11月3日	食品ラップ	6	418	2,508			
11月3日	アルミホイル	6	799	4,794			
11月10日	玉ねぎ ※	14	197	2,758			
11月10日	トマト ※	15	329	4,935			
10%対象で 1回処理		10%対象計		① 7,302	② 730		
		10%対象税込額			8,032		
8%対象で 1回処理		8%対象計		① 7,693	② 615		
		8%対象税込額			8,308		
				合計	16,340		
※は軽減税率対象品目							



税率ごとに合計してから端数処理を1回。シンプルで簡単ですね!

7,302円×10%
=730.2
小数点以下を
切捨て

3
7,693円×8%
=615.44
小数点以下を
切捨て

税込金額をもとに計算する場合は、税率ごとに区分して合計し、10/110または8/108を乗じた金額に端数処理を行います。

消費税の端数処理は、
切上げ、切捨て、
四捨五入のいずれでも可



NG 例

① 商品ごとに、消費税額を計算し端数処理

② ①で算出した消費税額を税率ごとに合算

③ 商品の税抜き合計額に②を加える

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234…

(株) ○○○御中
請求金額16,338円 (税込)

取引年月日	品名	数量	単価	税抜き金額	消費税額
11月3日	食品ラップ	6	418	2,508	250
11月3日	アルミホイル	6	799	4,794	479
11月10日	玉ねぎ ※	14	197	2,758	220
11月10日	トマト ※	15	329	4,935	394
				10%対象計	7,302
				10%対象税込額	8,031
				8%対象計	7,693
				8%対象税込額	8,307
				合計	16,338

※は軽減税率対象品目

商品ごとの端数処理は

NG

$2,508\text{円} \times 10\% = 250.8$
小数点以下を
切捨てなど
商品ごとに算出

①

NG

②

合算NG

②

合算NG

複数の納品書を作成し、一定期間で請求する場合は、請求書と納品書の関連を明確にした上で、請求書でまとめて税率ごとの端数処理を行うか、各納品書で税率ごとの端数処理を行います。



返品や値引きなどには適格返還請求書が必要

インボイスを発行したあとで、返品があったり、値引きをしたり、販売奨励金などが発生するときは、「適格返還請求書」を発行しなければなりません。インボイスの記載内容を把握できていれば難しくありません。

適格返還請求書の基本記載例①

● 適格返還請求書を別に発行する

支払明細書☆																				
受領者の氏名 または名称	(株) ○○○御中	令和5年12月28日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234																		
対価の返還等 の元になった 取引を行った 年月日	返品額21,800円（税込）	売上にかかる 対価の 返還等を行う 年月日 発行者の氏名 または名称 インボイス 登録番号																		
取引内容、 金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>品目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月5日</td><td>小麦粉 ※</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>11月5日</td><td>キッチンペーパー</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr> <tr> <td></td><td>合計</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>消費税</td><td>1,800円</td></tr> </tbody> </table>	日付	品目	金額	11月5日	小麦粉 ※	1,000円	11月5日	キッチンペーパー	2,000円	.	.	.		合計	20,000円		消費税	1,800円	軽減税率 適用の表記 適用税率 または 消費税額、 または その両方
日付	品目	金額																		
11月5日	小麦粉 ※	1,000円																		
11月5日	キッチンペーパー	2,000円																		
.	.	.																		
	合計	20,000円																		
	消費税	1,800円																		
☆値引明細書、割引 明細書、販売奨励 金明細書などとし て発行されること もあります。		(10%対象 11,000円 内消費税1,000円) (8%対象 10,800円 内消費税800円)																		
※は軽減税率対象品目																				



税制改正により、1万円未満の返品や値引きなどは、適格返還請求書を発行しなくてもOKになりました。振込手数料を値引き処理する場合もこの対象となります。

適格返還請求書の基本記載例②

- インボイスと同時に発行する場合
／売上と返品を別々に記載する

請求書		
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234…		
(株) ○○○御中		
令和5年11月分 109,400円 (税込)		
日付	品名	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
.	.	.
.	.	.
	合計	120,000円
	消費税	11,200円
(10%対象 88,000円 内消費税8,000円) (8%対象 43,200円 内消費税3,200円)		

返品明細書		
日付	品名	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
.	.	.
.	.	.
	合計	20,000円
	消費税	1,800円
(10%対象 11,000円 内消費税1,000円) (8%対象 10,800円 内消費税800円)		

※は軽減税率対象品目

インボイスの記載事項

適格返還請求書の記載事項

適格返還請求書の基本記載例③

- インボイスと同時に発行する場合
／売上と返品を相殺して記載する

請求書		
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234…		
(株) ○○○御中		
令和5年11月分 109,400円 (税込)		
日付	品名	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
.	.	.
.	.	.
	合計	120,000円
	消費税	11,200円

返品明細書		
日付	品名	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
.	.	.
.	.	.
	合計	20,000円
	消費税	1,800円

(10%対象 77,000円 内消費税7,000円)
(8%対象 32,400円 内消費税2,400円)

※は軽減税率対象品目

売上高と対価の返還等の金額を相殺して、相殺後の金額に対する消費税額を税率ごとに記載することも可能

一括値引きをした場合、 按分計算で対処できる

インボイスの基本的な記載例を挙げますので確認しておきましょう。
取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

一括値引きがある 場合の記載例①

- 値引き後の税込金額を税率ごとに区分して合計した額を記載

領収書		
贈答用洗剤	3,300円	② → 10% 対象
豚肉加工品 ※	2,160円	③ → 8% 対象
小計	5,460円	④
割引	1,000円	①
合計	4,460円	
(10%対象 2,696円 内消費税245円) (8%対象 1,764円 内消費税130円)		
※は軽減税率対象品目		

一括値引きがある 場合の記載例②

- 値引き前の税抜金額または税率ごとに区分して合計した税込価額と税率ごとの値引額を記載

領収書		
贈答用洗剤	3,300円	② → 10% 対象
豚肉加工品 ※	2,160円	③ → 8% 対象
小計	5,460円	④
	(10%対象 3,300円)	
	(8%対象 2,160円)	
割引	1,000円	①
	(10%対象 604円)	
	(8%対象 396円)	
合計	4,460円	
(10%対象 消費税245円) (8%対象 消費税130円)		
※は軽減税率対象品目		

値引き額は、金額の比率で按分して税率ごとに区分します。
計算方法は次の通りです。



$$\text{値引額} \times \frac{\text{対象の金額}}{\text{全体の金額}} \div \text{按分した値引額}$$

値引額

●10%対象

$$\textcircled{1} \quad 1,000\text{円} \times \frac{\textcircled{2} \quad 3,300\text{円}}{\textcircled{4} \quad 5,460\text{円}} \div \textcircled{3} \quad 604\text{円}$$

●8%対象

$$\textcircled{1} \quad 1,000\text{円} \times \frac{\textcircled{3} \quad 2,160\text{円}}{\textcircled{4} \quad 5,460\text{円}} \div \textcircled{2} \quad 396\text{円}$$

値引き後の税込金額

●10%対象

$$\textcircled{2} \quad 3,300\text{円} - \textcircled{3} \quad 604\text{円} = \textcircled{4} \quad 2,696\text{円}$$

●8%対象

$$\textcircled{3} \quad 2,160\text{円} - \textcircled{2} \quad 396\text{円} = \textcircled{4} \quad 1,764\text{円}$$

消費税額等は、値引き後の税込金額から計算します。

●10%対象

$$\textcircled{1} \quad 2,696\text{円} \times \frac{10}{110} \div \textcircled{2} \quad 245\text{円}$$

●8%対象

$$\textcircled{1} \quad 1,764\text{円} \times \frac{8}{108} \div \textcircled{2} \quad 130\text{円}$$



インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を

インボイスに記載する氏名や名称については、電話番号などを記載して発行事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などでもかまいません。ただし、国税庁の公表サイトで公表するためには、届出が必要です。



公表されるインボイス事業者の情報

- ① インボイス事業者の氏名または名称
- ② 法人は、本店または主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者は、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

①～⑥までの事項に加え、次の事項も追加して公表することができます。

①について

- 個人事業主の主たる屋号、主たる事務所の所在地等の公表を希望する場合
- 住民票に併記されている外国人の通称もしくは旧姓を氏名として公表、または氏名と併記して公表することを希望する場合

インボイス登録申請書と併せて
「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

②について

- 人格のない社団等の本店または主たる事務所の所在地の公表を希望する場合



3 章

経理上の注意事項を 確認しよう



Q インボイスの交付や保存が免除されることありますか？

A

インボイスの交付義務が免除されるのは、表の①～⑤の5つの場合です。この5つの場合は、インボイスが交付されないときは保存することはできないので、その旨を記載した帳簿があれば仕入税額控除が認められます。また、表の⑥～⑪の場合も、この旨に当てはまるごとを記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が認められます。



インボイスの交付が免除される取引

取引内容		交付義務が免除される事業者等
1 	税込金額が3万円未満の公共交通料金	鉄道会社、バス会社など
2	自動販売機による税込価額が3万円未満の商品販売	販売者（自動販売機の設置者など）
3	郵便ポストに投函される郵便物	郵便局
4	卸売市場でのせりや入札による販売	販売者（出荷者）
5	卸売市場、農協、漁協などで受託者が販売する生鮮食品や農林水産物など	委託者（出荷者や生産者）

⑤の委託販売と受託販売については、48～49ページで詳しく説明します。





インボイスの保存が免除される取引

※インボイスの交付が免除される取引①～⑤のほか

3

経理上の注意事項を確認しよう

	取引内容	取引される物の例
⑥	出張旅費、宿泊費、日当、転勤支度金、通勤手当	社員から受け取る旅費の領収書など
⑦	簡易インボイスの要件を満たす施設の入場券などで、使用したときに回収されるもの	展示会や美術館の入場券など
⑧	古物営業の事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の古物	※1 から買い受ける中古車、中古楽器、中古衣料など
⑨	宅地建物取引業の事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の建物	※1 から買い受ける中古住宅、中古マンションなど
⑩	質屋を営む事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の質草	※1 から買い受ける時計、バッグなど
⑪	リサイクル事業の事業者などがインボイス発行事業者ではない者から買い受けた再生資源、再生部品	※1 から買い受ける使用しない電子機器類、金属類、紙類など

※1=個人（会社員や団体職員など）やインボイス制度に登録していない事業者



Q 社員の出張旅費、宿泊費、通勤手当など、インボイスを受け取れないときはどのように対処すればよいですか？

A

インボイス発行事業者でない社員は、インボイスを発行することができません。そこで、次のものについては、インボイスの発行が免除され、一定の事項を記載した帳簿を保存すれば、仕入税額控除が受けられます。帳簿記載については、右ページのコラムを参照してください。

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当のうち、 その旅行に通常必要であると認められる部分の金額

※社員の転任に伴う転居や退職者等の退職等に伴う転居のために行う旅行の旅費についても含む。

所得税が非課税となる範囲内に限り、次の事項を考え合わせます。

- その支給額が、社内の役員や社員のすべてを通じて適正なバランスが保たれた基準に即して計算されているか（特定の役職や職種に偏った支給額になっていないか、など）。
- その支給額が、同業種、同規模の事業者などが一般的に支給している金額と比べて相当と認められる金額かどうか。



社員に支給する通勤手当のうち、 通勤につき通常必要と認められる部分の金額

社員がその通勤に必要な交通機関の利用などのために通常必要と認められるものであればよく、「非課税とされる通勤手当」（所得税法施行令第20条の2）で規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

インボイス制度の帳簿記載と保存

インボイスを受け取らず帳簿の保存のみで仕入税額控除を受けるための記載事項は下記の通りです。

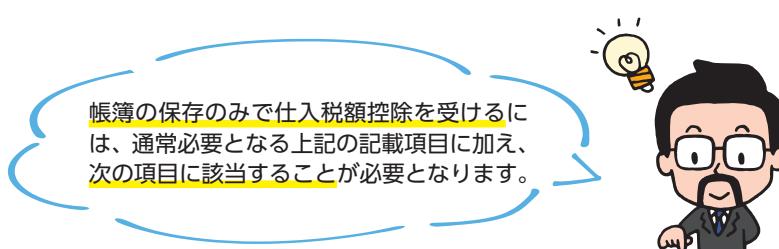
帳簿の保存は、令和元年10月1日に導入され、令和5年9月30日まで有効となっている「区分記載請求書等保存方式」と同じです。

記載（インボイス制度で帳簿に記載が必要な事項）

- ①課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産またはサービスの内容
(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡などに係る場合は、資産の内容と軽減対象資産の譲渡に係るものであることを記載する)
- ④課税仕入れに係る支払対価の額（税率区分ごとに合計した額）

保存

上記の①～④を記載した帳簿を保存する必要があります。



●帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる仕入れに該当すること

例) 3万円未満のJR利用料金、社員の出張旅費など

●仕入れの相手方の住所または所在地がわかること

ただし、仕入れ先が次の場合は記載が不要です。

- ・船舶、バス、鉄道の運送を行った者
- ・郵便サービスの提供をした者
- ・出張旅費等を受け取った社員など

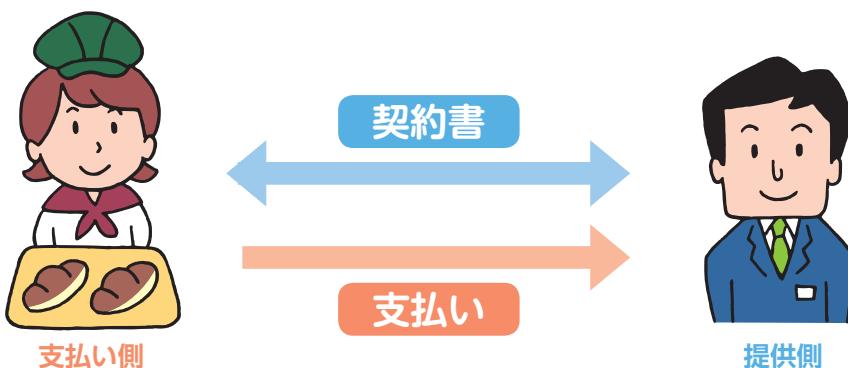
※古物、建物、質草、リサイクル品についても決まりがあります。

関係する事業を営む方は、最寄りの商工会にご相談の上、ご確認ください。

Q 口座振替や振込による事務所賃借料の決済なども仕入税額控除できますか？

A

賃借料や会計士費用などを銀行の口座振替や口座振込で行う事業者は多いでしょう。契約書に基づいて代金決済を行い、取引の都度、請求書や領収書が発行されない取引でも、仕入税額控除を受けるためには原則としてインボイスの受け取り、保存が必要ですが、次のどちらかの方法で対処できます。



インボイスは、一定期間の取引についてまとめて発行することができる。

①一定期間の取引をまとめて発行されたインボイスを受け取る。

インボイスは、複数の書類で記載要件を満たしても構わない。

②インボイス登録番号などが記載された契約書（必要事項を記載した書類でも可）と、日付と金額が印字された通帳を保存する。

● 契約書の記載事項

- ・インボイス発行事業者の氏名または名称
- ・インボイス登録番号
- ・取引内容
- ・税率区分ごとに合計した取引金額に対する消費税額と適用税率
- ・請求書等の受領者の氏名または名称

● 通帳の記載事項

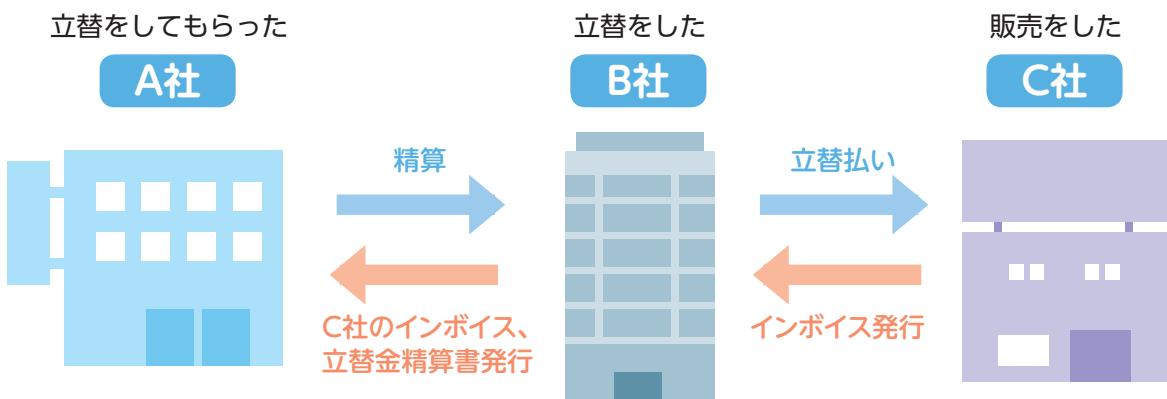
- ・取引年月日
- ・税率区分ごとに合計した取引金額



取引先に経費を立替払いしてもらったら、どのように対処すればよいですか？

A

取引先に経費を立替払いしてもらった場合、領収書の宛名は取引先になっています。単にこの領収書を受け取るだけでは仕入税額控除を受けることはできません。立替金精算書などを発行してもらい、保管しましょう。



A社 御中		令和5年11月30日
立替金精算書		
令和5年11月2日 得意先訪問同行時交通費		
レンタカー代	1/2	〇〇〇円
ガソリン代	1/2	〇〇〇円
合計		〇〇〇円
※領収証（インボイス）コピー添付します。 B社		

立替金精算書の例

B社がインボイス発行事業者でなくても、C社がインボイス発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

もし立替払いの内容がインボイスの交付や保存が免除される取引（34～35ページ参照）であれば、その帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。





請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか？

A

インボイス登録日が令和5年10月1日（インボイスの開始日）なら、請求書内で登録日前後を区分する必要があります。しかし、登録日前後を区分せず、まとめて請求書に記載しても問題ありません。

- 例** インボイス登録日：令和5年10月1日
 請求期間：令和5年9月16日～10月15日
 請求日：令和5年10月31日

登録日：令和5年10月1日

インボイス発行事業者

【登録日前後を明確に分けて記載】

請求書																	
令和5年10月31日 (株) ▲▲▲ 登録番号 T1234…																	
(株) ○○○御中 令和5年10月請求分 (9月16日～10月15日) 752,800円																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年9月分 (9月16日～30日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10%対象 220,000円 内消費税20,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象 162,000円 内消費税12,000円</td> <td>162,000円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年10月分 (10月1日～15日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10%対象 198,000円 内消費税18,000円</td> <td>198,000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象 172,800円 内消費税12,800円</td> <td>172,800円</td> </tr> </tbody> </table>		品目	金額	令和5年9月分 (9月16日～30日)		10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円	8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円			令和5年10月分 (10月1日～15日)		10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円	8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円
品目	金額																
令和5年9月分 (9月16日～30日)																	
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円																
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円																
令和5年10月分 (10月1日～15日)																	
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円																
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円																

【登録日前後を分けずに記載】

請求書									
令和5年10月31日 (株) ▲▲▲ 登録番号 T1234…									
(株) ○○○御中 令和5年10月請求分 (9月16日～10月15日) 752,800円									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年9月分 (9月16日～10月15日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10%対象 418,000円 内消費税38,000円</td> <td>418,000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象 334,800円 内消費税24,800円</td> <td>334,800円</td> </tr> </tbody> </table>		品目	金額	令和5年9月分 (9月16日～10月15日)		10%対象 418,000円 内消費税38,000円	418,000円	8%対象 334,800円 内消費税24,800円	334,800円
品目	金額								
令和5年9月分 (9月16日～10月15日)									
10%対象 418,000円 内消費税38,000円	418,000円								
8%対象 334,800円 内消費税24,800円	334,800円								

どちらでも
OK



A

インボイス登録日が令和5年10月2日以降の場合は、登録日前と以後を区別する必要があります。

- 例** インボイス登録日：令和5年11月1日
 請求期間：令和5年10月16日～11月15日
 請求日：令和5年11月30日

登録日：令和5年11月1日

インボイス発行事業者

【登録日前後を明確に分けて記載】

請求書

令和5年11月30日

(株) ▲▲▲

登録番号 T1234…

(株) ○○○御中

令和5年11月請求分（10月16日～11月15日）
 752,800円

品目	金額
令和5年10月分（10月16日～31日）	
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円
令和5年11月分（11月1日～15日）	
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円

どちらでも
OK

【登録日前後を別々に発行】

請求書

令和5年11月30日

インボイス登録日前の請求書には
インボイス登録番号を入れない

(株) ○○○御中

令和5年11月請求分
 令和5年10月16日～31日 382,000円

品目	金額
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円

請求書

令和5年11月30日

(株) ▲▲▲

登録番号 T1234…

(株) ○○○御中

令和5年11月請求分
 令和5年11月1日～15日 370,800円

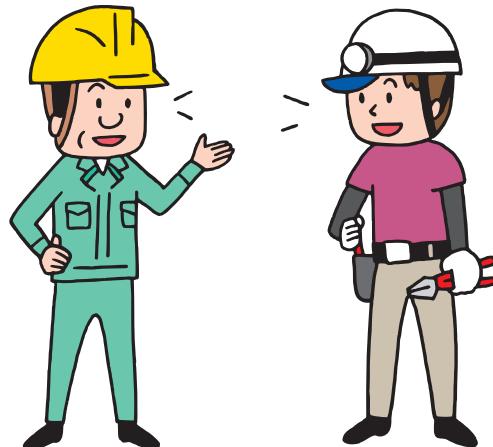
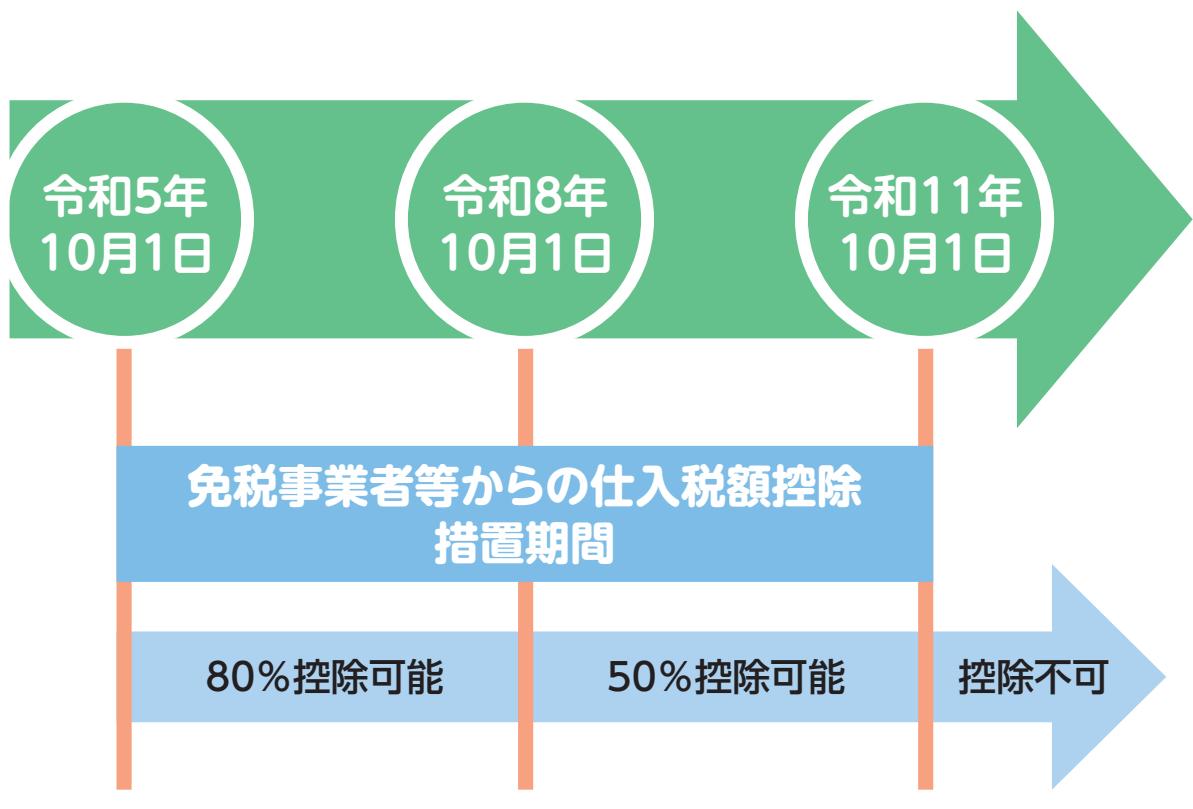
品目	金額
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円



免税事業者からの課税仕入れには どのように対処すればよいですか？

A

インボイス制度開始から下の図の期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れでも、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。





経過措置を受けるために必要なこと

帳簿の記載事項

- ①課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れをした商品やサービスの内容と
経過措置の適用を受ける課税仕入れであること
- ④課税仕入れの額



③の経過措置の適用を受ける課税仕入れであることを記す場合、次のどちらかでOKです。

- ・個々の取引ごとに「80% (50%) 控除対象」や「免税事業者からの仕入れ」などと記載する
- ・経過措置の適用対象となる取引に、※や☆などの記号・番号等をつけ、その記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れであること」と記載し、別途「※は80%控除対象」などと表示する



請求書等の記載事項

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要です

- ①書類の作成者の氏名または名称
- ②課税対象の商品やサービスの譲渡などを行った年月日
- ③課税対象の商品やサービスの内容
- ④税率ごとに合計した③の税込価額
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



Q インボイスの保存方法を確認したいのですが?

A

インボイスは、**買い手**と**売り手**の間でやり取りします。受け取った事業者だけでなく、発行した事業者も写しを7年間保存しなくてはなりません。発行された状態により、次のように保存をしましょう。



令和5年12月31日まで

インボイスの種類	売り手	買い手
書面	書面の写しを保存 (レジのジャーナル、一覧表や明細書なども可) または 書面の写しを電子化して保存	書面（原本）を保存 または 書面を電子化して保存
電子インボイス	データで保存 または プリントアウトして書面で保存	データで保存 または プリントアウトして書面で保存



電子帳簿保存法が令和4年1月1日から施行されています。書面を電子化して保存することと電子インボイスが電子帳簿保存法に該当し、検索要件等々の要件を満たした状態での保存が要求されています。ただし、やむを得ない事情がある場合には、令和5年12月31日までは要件を満たしていない状態でも保存を認めるという規定があり、上記表の赤字の部分が該当します。電子帳簿保存法の要件を満たしていないとも認めるということです。





令和6年1月1日から

インボイスの種類	売り手	買い手
書面	書面の写しを保存 (レジのジャーナル、一覧表や明細書なども可) または 書面の写しを電子化して保存	書面（原本）を保存 または 書面を電子化して保存
電子インボイス	データで保存	データで保存



売り手



※検索要件、タイムスタンプなどの要件
(46ページ参照) を満たしていることが
必要です。

令和6年1月1日からは電子帳簿保存法の宥恕（ゆうじょ）規定（左ページの黄色の下線部）の期限が切れます。

上の表の赤字の部分は、このように保存して電子帳簿保存法の要件を満たしていないと罰則等の対象となります。もとのデータが電子のものは紙媒体での保存を認められなくなります。

インボイス制度と電子帳簿保存法の関連については、46ページを参照してください。



インボイス制度と電子帳簿保存法

電子帳簿保存法は、下の3区分に分かれています。

下記の赤字の部分が主なインボイス制度に関連するものです。

① 帳簿保存（電子的に作成した帳簿・書類）

会計ソフトなどの電子的に作成した帳簿、電子的に作成した決算書類や自社発行の納品書・請求書の控えが該当します。

保存の主な要件

- ・変更の履歴がわかること
- ・検索機能
- ・使用中のシステムの説明書等を用意
- ・モニターやプリンタを準備すること

② スキャナー保存（紙で受領・作成した書類をスキャナーで保存したもの）

紙媒体で発行・受領した領収証・契約書・見積書・請求書・仕入明細書などをスキャニングして電子保存する場合が該当します。

保存の主な要件

- ・入力期間の制限
- ・解像度
- ・検索機能
- ・タイムスタンプ付与
- ・整然・明確出力
- ・使用中のシステムの説明書等を用意
- ・モニターやプリンタを準備すること

③ 電子取引（メール等の電子的に授受した取引）

電子インボイス、メールで受信した書類、ペーパーレスFAXで受信した書類、クラウド上で交わした契約書などが該当します。

保存の主な要件

- ・検索機能
 - ・使用中のシステムの説明書等を用意
 - ・ディスプレイヤやプリンタを準備すること
 - ・真実性を確保するための措置
- ※タイムスタンプ付与、訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め運用する。

電子帳簿保存法はすべての事業者の対応が想定され、もとのデータが電子のものは紙媒体での保存が認められず、罰則規定もあります。

詳しくは、電子帳簿保存法を参照してください。

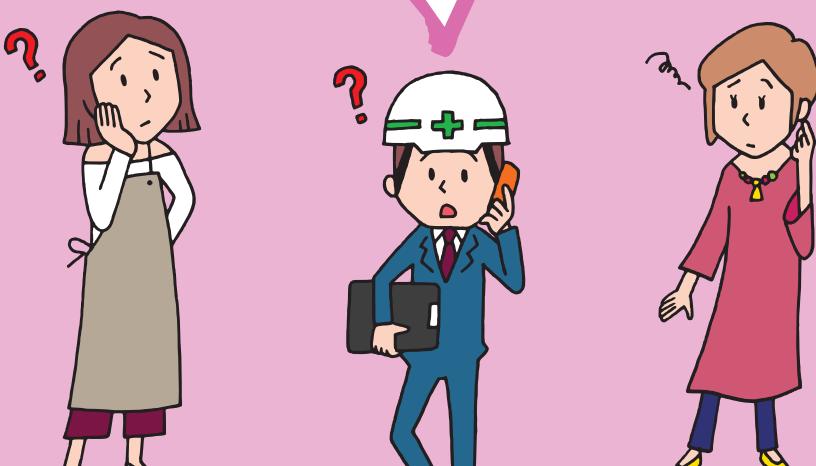


電子文書運用の国際規格（Peppol（ペポル））に準拠した日本版デジタルインボイスも開発が進んでいます。将来的に海外企業との取引も効率的になりそうです。



4 章

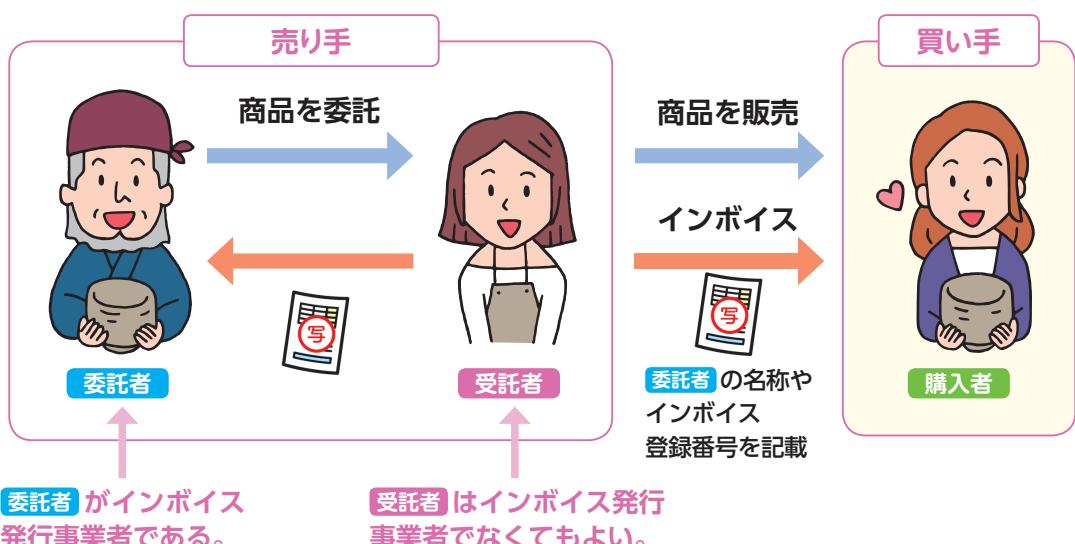
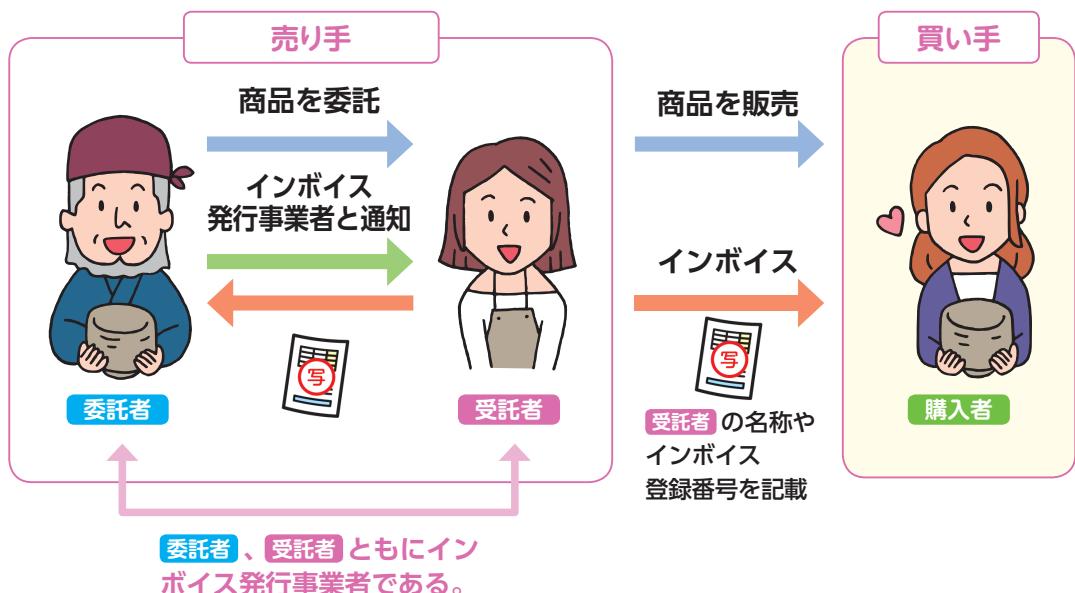
こんなとき どうする？



Q 商品を委託販売しているのですが、インボイスはどうすればよいですか？

A

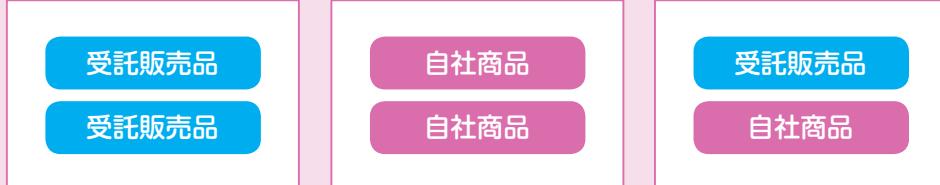
実際に販売をする事業者（受託者）が委託者の名称やインボイス登録番号などを記載したインボイスを発行する場合＝代理交付と、受託者が自身の名称やインボイス登録番号などを記載したインボイスを発行する場合＝媒介者交付特例があります。

代理交付**媒介者交付特例**

Q 商品を受託販売していますが、同時に自身の商品も販売する場合は区別して発行するのでしょうか？

A

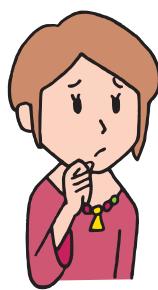
受託販売をしている事業者が自身の商品も販売していて、同じ買い手に販売した場合、区別せずに、一つのインボイスでかまいません。



どの場合も一つのインボイスでOKなら難しくないですね！



受託者



委託者

少しづつ何回も委託するから、インボイスの写しがすごく多くなりそうで、保存するのが大変そう。

委託者と**受託者**の間でインボイスの写しが大量になるなど、事務手続上などの理由がある場合は、品目名や日付、金額、数量などについてインボイスの写しと相互の関連が明確な精算書などの書類を保存するだけでもよいとされています。



取得した家事共用資産の消費税額は事業用部分を按分して計算

個人事業者では、事業と家事で共用する資産を持つ場合があります。

消費税の納税事業者の場合、事業専用と家事消費用・家事使用について使用率や使用面積などの合理的な基準で区分して課税仕入れ等の消費税額を計算します。

☑ 家事共用資産の計算例① 買い手となる場合

275万円（内消費税25万円）で自動車を購入し、事業と家事で使用する場合。
事業専用割合が80%であれば、課税仕入れ等の消費税額は次のようにになります。

$$250\text{万円} \times 80\% = 200\text{万円}$$

$$200\text{万円} \times 10\% = \underline{\underline{20\text{万円}}}$$

☑ 家事共用資産の計算例② 売り手となる場合

事業と家事で使用している中古車を20万円で売却する場合。
事業専用割合が80%であれば、課税売上に係る消費税額は次のようになります。

$$20\text{万円} \times 80\% = 16\text{万円}$$

$$16\text{万円} \times \frac{10}{110} \div \underline{\underline{14,545\text{円}}}$$



Q 中古車販売業をしているのですが、消費者からの仕入れも仕入税額控除できますか？

A

できます。古物営業法の許可を受けて古物営業を営み、下の3つの要件をすべて満たしていれば仕入税額控除ができます。車や楽器、洋服などの中古販売に関わる事業者が当てはまるでしょう。

なお、相手がインボイス発行事業者である場合は、適格請求書を発行してもらい、保存しなければなりません。

※帳簿の保存のみで仕入税額控除を受ける場合については、37ページをご覧ください。

- ① 古物の仕入れ
- ② 棚卸資産（販売目的）の仕入れ
- ③ インボイス制度に登録していない事業者（個人を含む）からの仕入れ

自社の営業車輌としてインボイス制度に登録していない事業者（個人を含む）から買い入れた古物は、免税事業者からの課税仕入れに当たるので仕入税額控除ができません。ただし、仕入税額控除の経過措置期間内は控除が可能です。

※42～43ページも合わせてご覧ください。



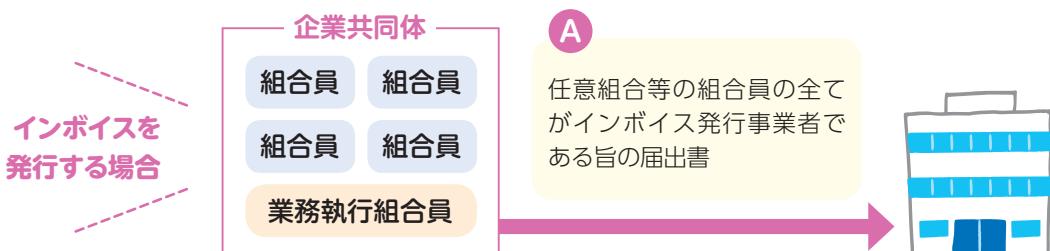
古物営業法による古物の定義

「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含む。ただし、船舶、航空機、工作機械その他これらに類する大型機械類で政令で定めるものを除く）、もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの、またはこれらの物品に幾分の手入れをしたもの。

Q JVを組成して建設工事を行う場合、インボイスは各社が発行しますか？

A1

JVのような民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合などは、原則としてインボイスを発行することはできません。ただし、業務執行組合員が**A**の届出書を提出すればインボイスを発行できます。発行した組合員が写しを保存します。



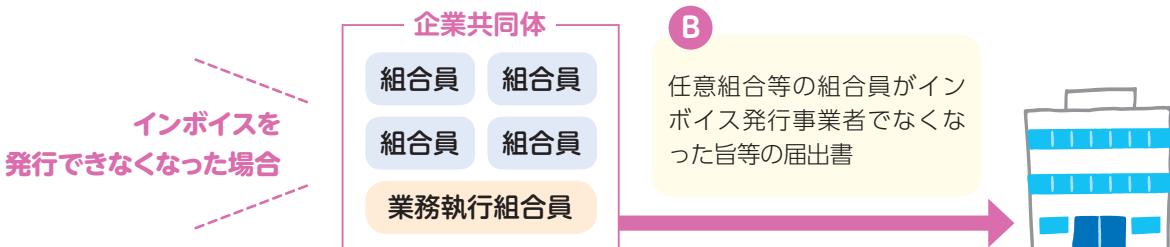
任意組合等の事業として行われる取引に関するインボイスに記載可能な「適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号」は、次の2通りとなります。

- ① 組合員全員のものを記載する（こちらが原則）
- ② その任意組合等の、いずれかの組合員の「氏名または名称及び登録番号」（1つまたは複数でも可）とその任意組合等の名称

**A2**

次の場合、該当することになった日より後の取引については、インボイスの発行ができません。また、業務執行組合員が速やかに**B**の届出書を提出しなければなりません。

- ① インボイス発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合
- ② 任意組合等の組合員のいずれかがインボイス発行事業者でなくなった場合



A3

任意組合等が解散しその清算が結了した場合、清算人が**C**の届出書を提出します。

任意組合等が解散し、
その清算が結了した場合

清算人

C

任意組合等の清算が結了した旨の届出書



任意組合の事業として課税仕入れを行う場合の対処

任意組合等で課税仕入れをする場合、業務執行組合員が支払い等の名義人となり、各組合員との間で負担分を清算するという方法を取ることが多いでしょう。この場合、各組合員はインボイスを受け取れませんが、次の書類を保存すれば仕入税額控除が可能です。

- ① 業務執行組合員が仕入先から受け取ったインボイスのコピー
- ② 各組合員が出資金等の割合に応じた対価の配分内容を記載した書類（精算書）

インボイスのコピーが大量になるなどの理由で、業務執行組合員がコピーを発行することが難しい場合は、精算書のみを発行、業務執行組合員が仕入先から受け取ったインボイスを保存し、各組合員は精算書を保存することも可能です。



独占禁止法上、問題となる行為の例



- 事業者同士の取引条件はお互いの間で取り決めるものですが、インボイス導入により、免税事業者は取引条件が不利になりやすいことが考えられます。
- インボイス導入により取引条件を見直すことそのものが問題というわけではありませんが、それが「優先的地位の濫用」に当たらないかの確認が必要です。



インボイス導入に関する補助制度を活用しよう

インボイス導入に伴い、請求書や納品書などを適切に変更する必要があります。PCの会計ソフトやレジスターで領収書を発行しているなら、会計ソフトやレジスターの更新が必要になります。補助金制度がありますので、うまく活用してください。

導入までに準備が必要なモノ・コト

- PCの会計ソフト、レジスターの整備
- 経理実務や受注・発注システムの見直し
- インボイスの記載事項を満たす書類
(請求書、納品書、レシートなど)の整備



インボイス導入前に手書きの領収書を作成しているなら、導入後もインボイスの要件を満たせば手書きの領収書でかまいません。



インボイス登録番号は、ゴム印などを使ってもかまいません。

小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援する持続化補助金の補助上限額は50～200万円^(★)ですが、免税事業者がインボイス発行事業者に登録すると、補助上限額が一律50万円加算され、100～250万円になります（税理士相談費用、広報費、機械装置導入費用などに活用可）。

★補助率2/3以内。一部は3/4以内

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

インボイス対応を見据えたITツール導入等に対する補助金があります。

- 会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等のITツール、クラウド利用料(最大2年分)：最大350万円 (50万円以下は補助率3/4、50～350万円は補助率2/3)
- PCやタブレット等：上限10万円 (補助率1/2)
- レジスター等：上限20万円 (補助率1/2)

※詳しくは中小企業庁サイトなどでご確認ください。

中小企業庁サイト▶



お問い合わせ先一覧

各商工会では、インボイス制度をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。お近くの商工会の連絡先は、右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。



https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

インボイス制度に関すること

軽減・インボイスセンター

(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)

フリーダイヤル 0120-205-553 【受付時間】9:00-17:00 (土日祝除く)



インボイス制度特設サイト



適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）



記載例（個人事業者用）



記載例（法人用）



適格請求書発行事業者公表サイト



取引トラブルに関すること

下請かけこみ寺

フリーダイヤル 0120-418-618

【受付時間】9:00-12:00／13:00-17:00 (土日祝、年末年始除く)



中小企業支援施策全般

中小企業電話相談ナビダイヤル

電話番号 0570-064-350 (お近くの経済産業局中小企業課につながります)

【受付時間】9:00-17:00 (土日祝除く)

一目でわかる！

インボイスの手引き 実務編 改定版

2023年2月

発行：全国商工会連合会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階

URL <https://www.shokokai.or.jp/>

監修：税理士 小野谷 雄志

